

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>入間市大字野田字前八木八七五番 一 地先から同市大字野田字山王塚 九四九番地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一三・五〇〇 一八・〇〇</p>	<p>一二・五〇〇 一三・五〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三三〇・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>入間市野田土地区画整理事業による。</p>		<p>備 考</p>